



島根県報

平成18年3月24日 (金)
号外第12号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

採石業の適正な実施の確保に関する条例施行規則	(河川課)	2
島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	(建築住宅課)	15

公布された条例等のあらまし

採石業の適正な実施の確保に関する条例施行規則 (規則第12号)

1 規則の概要

- (1) 保証人が採取跡の措置を行う場合は、保証人が計画を定めて行う措置であって知事が認めたものを行うこととした。(第3条関係)
- (2) 採石業者が、採取計画の認可を受けようとするときに立てる保証人の数を次のとおりとすることとした。(第4条関係)
 - ア 保証人が採石業者を構成員とする法人で知事の承認を受けた者(以下「保証団体」という。) 1人
 - イ ア以外の保証人 2人
- (3) (2)のアの承認を受けようとする法人は、事業実施計画書等を添付して、知事に申請しなければならないこととした。(第5条関係)
- (4) (2)のアの承認を受けようとする法人は、保証事業を実施するに足りる資力を有するものであること等の要件を定めることとした。(第6条関係)
- (5) (2)のアの承認を受けようとする法人は、その構成員の採取跡の措置に係る保証に関する事業等を行うものとする事とした。(第7条関係)
- (6) 保証団体は、申請時に添付した書類に変更があったときは、知事に届け出なければならないこととした。(第8条関係)
- (7) 保証団体は、毎事業年度終了後に事業実績報告書等を知事に提出しなければならないこととした。(第9条関係)
- (8) 知事は、保証団体が不正な手段により承認を受けたとき等は、その承認を取り消すことができることとした。(第10条関係)
- (9) 採取計画の認可を受けようとする採石業者が、認可申請書に添付しなければならない書類等は、「岩石採取跡措置保証書」等であることとした。(第13条関係)
- (10) 知事は、認可の期間を1年から3年以内の期間を設定できるとし、現場管理が優秀である場合等は、その期間を延長することができることとした。また、違反をした場合等は、知事はその期間を短縮させることができることとした。(第14条関係)
- (11) 保証人が変更となった場合で、採石業者が新たな保証人を立てられない場合は、知事は認可の期間を短縮させることができることとした。(第15条関係)
- (12) 採取状況の報告は、毎年6月末日までに知事に提出するものとし、業務管理者が作成するものとする事とした。(第16条関係)
- (13) 採取跡の措置が完了した採石業者は、知事にその旨を届け出て、知事の確認を受けなければならないこととした。

とし、その措置が認可採取計画に適合しないと知事が認めたときは、必要な措置を行い、再度知事の確認を受けなければならないこととした。(第17条関係)

2 施行期日

平成18年10月1日から施行することとした。

島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(規則第13号)

1 規則の概要

(1) 県営住宅等の管理の特例に係る条例及び規則の適用に関する技術的読替えについて定めることとした。(第27条関係)

(2) その他規定の整理

2 施行期日

平成18年4月1日から施行することとした。

規 則

採石業の適正な実施の確保に関する条例施行規則をここに公布する。

平成18年3月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第12号

採石業の適正な実施の確保に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、採石業の適正な実施の確保に関する条例(平成18年島根県条例第25号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(採取跡の措置)

第3条 条例第2条第6号の規則で定める措置は、条例第4条第2項に規定する場合において保証人が計画を定めて行う措置であって、知事が認めたものとする。

(保証人の数)

第4条 採石法(昭和25年法律第291号。以下「法」という。)第33条の認可又は法第33条の5第1項の規定による変更の認可(以下「採取計画の認可」という。)を受けようとする採石業者は、条例第4条第1項の規定により採取跡の措置に係る保証人(以下「保証人」という。)を立てるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の保証人を立てなければならない。

(1) 条例第5条第1号に掲げる者 1人

(2) 条例第5条第2号又は第3号に掲げる者 2人

2 前項第2号の場合において、2人の保証人のいずれもが条例第5条第3号に掲げる者であるときは、少なくとも1人は建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項第2号に掲げる者に係る同項の許可を受けた者(第11条において「第2号許可者」という。)でなければならない。

(保証団体の承認の申請)

第5条 条例第5条第1号の知事の承認を受けようとする法人は、保証団体承認申請書(様式第1号)により知事に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 法人の定款又は寄附行為

- (2) 法人の構成員の名簿
 - (3) 法人の登記事項証明書
 - (4) 第 7 条各号に掲げる事業の実施計画書
 - (5) 第 7 条第 1 号に掲げる保証に関する事業に係る資金計画書
 - (6) 前項の規定による申請の日の属する事業年度の収支予算書
- (承認の基準)

第 6 条 知事は、前条第 1 項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、条例第 5 条第 1 号の承認をするものとする。

- (1) 次条第 1 号に掲げる保証に関する事業を行うために必要な資力を有するものであること。
 - (2) 第10条の規定により承認を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない法人でないこと。
- (保証団体の事業)

第 7 条 条例第 5 条第 1 号の知事の承認を受けた法人（以下「保証団体」という。）は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 保証団体の構成員（以下この条及び第 9 条において「団体構成員」という。）の採取跡の措置に係る保証に関する事業
 - (2) 団体構成員に対する岩石の採取に伴う災害を防止するための指導及び助成に関する事業
 - (3) 団体構成員に対する岩石の採取に係る技術等の研修に関する事業
- (変更の届出)

第 8 条 保証団体は、第 5 条に規定する書類の記載事項に変更があったときは、承認事項変更届出書（様式第 2 号）により、遅滞なく、知事に届け出なければならない。

(事業実績報告)

第 9 条 保証団体は、毎事業年度終了後 3 月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 当該事業年度の事業実績報告書及び収支決算書
 - (2) 当該事業年度における団体構成員の異動状況報告書
 - (3) 当該事業年度終了の日における法人の構成員の名簿
 - (4) 当該事業年度終了の日における第 7 条第 1 号に掲げる保証に関する事業に係る資金の残高を証する書類
 - (5) 翌事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (承認の取消し)

第10条 知事は、保証団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該保証団体の承認を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により条例第 5 条第 1 号の承認を受けたとき。
- (2) 条例第14条第 2 項に規定する書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。
- (3) 条例第14条第 2 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- (4) 第 6 条各号に掲げる基準に適合しなくなったとき。

(保証人の要件)

第11条 条例第 5 条第 2 号の規則で定める採石業者は、次の各号のいずれにも該当する採石業者とする。

- (1) 島根県の区域内に所在する岩石採取場において、継続して 3 年以上岩石の採取を行った実績を有すること。
- (2) 他の採石業者の保証人になっていないこと。
- (3) 法又は法に基づく命令に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者でないこと。

2 条例第 5 条第 3 号の規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱（平成13年島根県告示第273号）第 3 条の規定による知事の認

定を受けている者で、島根県の区域内に営業所を有するもの

- (2) 土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事又は造園工事のいずれかの建設工事に係る建設業法第3条第1項の許可を継続して5年以上受け、かつ、保証人となる日前5年間に当該許可を受けた建設工事の施工実績を有すること。
- (3) 第2号許可者でない場合であって、他の採石業者の保証人になっていないこと。

(完了の届出)

第12条 条例第6条第2項第3号の届出は、採取跡措置完了届出書(様式第3号)により行わなければならない。

(認可申請書の添付書類)

第13条 条例第7条第2号の書面は、岩石採取跡措置保証書(様式第4号)とする。

2 条例第7条第3号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、知事が必要がないと認めるときは、省略することができる。

- (1) 岩石採取場の土地調書
- (2) 土地の登記事項証明書
- (3) 公図の写し
- (4) 岩石採取場の面積計算書及び図面
- (5) 岩石採取区域の面積計算書及び図面
- (6) 岩石の採取の期間に係る岩石採取量に関する計算書
- (7) 岩石分析表の写し
- (8) 製品規格試験表の写し
- (9) 採掘規格図
- (10) 垂直残柱の強度計算書(坑内採掘の場合)
- (11) 採掘機械一覧表
- (12) 発破の規格に関する図面
- (13) 破碎選別系統図
- (14) 破碎設備及び選別機械の一覧表
- (15) 岩石採取場内の運搬系統図
- (16) 運搬機械一覧表
- (17) 次に掲げる事項を記載又は添付した災害防止に関する計画書
 - ア 土地の崩壊、亀裂、陥没、転石、落石等の防止措置
 - イ 騒音災害の防止措置
 - ウ 振動災害の防止措置
 - エ 粉じん災害の防止措置
 - オ 飛石災害の防止措置
 - カ 汚濁水の流出防止措置に係る汚濁水処理系統図(水洗水、降雨水等)、集水面積計算書及び集水区域の図面、汚濁水処理施設の設計書及び図面並びに排水分析表
 - キ 廃土、廃石及び脱水ケーキの流出防止措置に係る廃土及び廃石の発生量計算書、たい積場の設計書及び図面、土留施設の設計書及び図面並びに埋立用地等を確保していることを証する書面及び埋立用地等の図面
 - ク 採取跡の措置

(認可の期間)

第14条 条例第 8 条第 1 項の規則で定める期間（以下「認可の期間」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間以内で知事が定める期間とする。ただし、関係法令による許可若しくは認可の期間又は岩石の採取を行う土地の所有者若しくは管理者との間に締結した岩石採取に係る契約等の期間が次に掲げる期間に満たないときは、当該許可等の期間とする。

- (1) 保証人を立てる場合であって、当該保証人が条例第 5 条第 1 号に掲げる者であるとき 3 年
- (2) 保証人を立てる場合であって、当該保証人が条例第 5 条第 2 号又は第 3 号に掲げる者であるとき 2 年
- (3) 保証人を立てない場合 1 年

2 前項の規定にかかわらず、現に採取計画の認可を受けている採石業者が、岩石の採取に当たり、法及び法に基づく命令並びに条例（以下この条において「法令等」という。）を遵守し、現場管理が優秀であると知事が認めるときは、当該認可の期間満了後引き続き当該岩石採取場において岩石の採取を行う場合の認可の期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間以内で知事が定める期間とすることができる。

- (1) 保証人を立てる場合であって、当該保証人が条例第 5 条第 1 号に掲げる者であるとき 6 年
- (2) 保証人を立てる場合であって、当該保証人が条例第 5 条第 2 号又は第 3 号に掲げる者であるとき 5 年

3 前 2 項の規定にかかわらず、現に 5 年以上の期間を有する採取計画の認可を受けている採石業者が、岩石の採取に当たり、法令等を遵守し、現場管理が特に優秀であると知事が認めるときは、当該認可の期間満了後引き続き当該岩石採取場において岩石の採取を行う場合の認可の期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間以内で知事が定める期間とすることができる。

- (1) 保証人を立てる場合であって、当該保証人が条例第 5 条第 1 号に掲げる者であるとき 8 年
- (2) 保証人を立てる場合であって、当該保証人が条例第 5 条第 2 号又は第 3 号に掲げる者であるとき 7 年

4 前 3 項の規定にかかわらず、現に 7 年以上の期間を有する採取計画の認可を受けている採石業者が、岩石の採取に当たり、法令等を遵守し、現場管理が特に優秀であり、かつ、採取跡の措置を適正に行った実績があると知事が認めるときは、当該認可の期間満了後引き続き当該岩石採取場において岩石の採取を行う場合の認可の期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間以内で知事が定める期間とすることができる。

- (1) 保証人を立てる場合であって、当該保証人が条例第 5 条第 1 号に掲げる者であるとき 10 年
- (2) 保証人を立てる場合であって、当該保証人が条例第 5 条第 2 号又は第 3 号に掲げる者であるとき 9 年

5 知事は、第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は前 3 項の規定の適用を受けた採石業者が、その認可の期間内において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、条例第 8 条第 2 項の規定により、残りの認可の期間を 1 年以内の期間に変更することができる。ただし、残りの認可の期間が 1 年より短い場合は、この限りでない。

- (1) 当該岩石採取場又は採石業者が採取計画の認可を受けている別の岩石採取場（以下この条において「別の採取場」という。）において、事業又は採取の全部又は一部の停止を命ぜられたとき。
- (2) 別の採取場において、法第33条の12の規定による認可の取消しを命ぜられたとき。
- (3) 条例第 8 条第 2 項第 2 号に該当することとなったとき。

6 知事は、第 2 項から第 4 項までに規定する認可の期間の特例を受けた採石業者が、その認可の期間内において、条例第 8 条第 2 項第 1 号に該当することとなった場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、条例第 8 条第 2 項の規定により、残りの認可の期間を 3 年以内（保証人が条例第 5 条第 2 号又は第 3 号に掲げる者であるときは、2 年以内）の期間に変更することができる。ただし、残りの認可の期間が当該期間より短い場合は、この限りでない。

- (1) 法第33条の規定に違反して、岩石の採取を行った場合で、是正又は改善が図られたとき。
- (2) 当該岩石採取場又は別の採取場において、法第33条の 8 の規定に違反して岩石の採取を行った場合で、是正又は改善が図られたとき。

7 知事は、前 2 項の規定による変更をするときは、その旨を当該採石業者に通知しなければならない。

8 第 2 項から第 4 項までに規定する認可の期間の特例に関し必要な事項は、別に定める。

（保証人の変更の届出）

第15条 条例第10条第2項の規定による届出は、保証人変更届出書(様式第5号)により行わなければならない。

2 前項の届出書には、第13条第1項に規定する書面を添付しなければならない。

3 知事は、条例第10条第3項の規定による届出があった場合において、条例第8条第2項の規定により認可の期間を前条第1項第3号に掲げる期間に変更するときは、その旨を当該届出に係る採石業者に通知しなければならない。

(採取状況等の報告)

第16条 採取計画の認可を受けた採石業者は、条例第11条第1項の規定により岩石の採取の状況について報告しようとするときは、岩石採取状況報告書(様式第6号)により、毎年6月末日までに行わなければならない。

2 前項の岩石採取状況報告書は、業務管理者(法第32条の2第1項第2号に規定する者をいう。)が作成するものとする。

3 条例第11条第2項の規定による報告は、事故発生報告書(様式第7号)により行わなければならない。

(採取跡の措置)

第17条 条例第12条第1項の規則で定める措置は、第3条に規定する措置とする。

2 採取計画の認可を受けた採石業者は、採取跡の措置が完了したときは、その旨を知事に届け出て、その確認を受けなければならない。

3 前項の場合において、当該採石業者は、当該採取跡の措置が法第33条の認可に係る採取計画(法第33条の5第1項又は第2項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの)に定められた措置に適合しないと知事が認めるときは、遅滞なく、必要な措置を行い、再度知事の確認を受けなければならない。

(身分証明書)

第18条 条例第14条第3項の身分を示す証明書は、様式第8号によるものとする。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

保 証 団 体 承 認 申 請 書

年 月 日

島根県知事 様

主たる事務所の所在地 〒

名称及び代表者の氏名

印

電 話 番 号

採石業の適正な実施の確保に関する条例施行規則 (以下「規則」という。) 第 5 条の規定により、保証団体としての承認を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 法人の設立年月日 年 月 日

2 添付書類

- (1) 法人の定款又は寄附行為
- (2) 法人の構成員の名簿
- (3) 法人の登記事項証明書
- (4) 規則第 7 条各号に掲げる事業の実施計画書
- (5) 規則第 7 条第 1 号に掲げる保証に関する事業に係る資金計画書
- (6) 申請の日の属する事業年度の収支予算書

様式第2号(第8条関係)

承認事項変更届出書

年 月 日

島根県知事 様

主たる事務所の所在地 〒

名称及び代表者の氏名

印

電 話 番 号

採石業の適正な実施の確保に関する条例施行規則第8条の規定により、承認に係る事項の変更について下記のとおり届け出ます。

記

1 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

2 変更の理由

備考

- 1 変更事項に係る書類を添付すること。
- 2 記載しきれないときは、別紙に記載して、それを添付すること。

様式第 3 号 (第12条関係)

採 取 跡 措 置 完 了 届 出 書

年 月 日

島根県知事 様

保証人 住 所 〒
名 称
氏 名 ⑩
(法人にあっては、代表者の氏名)

保証人 住 所 〒
名 称
氏 名 ⑩
(法人にあっては、代表者の氏名)

採石業の適正な実施の確保に関する条例第 6 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、採取跡の措置が完了したので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 採石業の適正な実施の確保に関する条例施行規則第 3 条に基づく採取跡の措置計画が認められた年月日
年 月 日
- 2 採取跡の措置の完了年月日 年 月 日

様式第4号(第13条関係)

岩石採取跡措置保証書

年 月 日

島根県知事 様

保証人 住 所 〒
名 称
氏 名 ⑩
(法人にあつては、代表者の氏名)

保証人 住 所 〒
名 称
氏 名 ⑩
(法人にあつては、代表者の氏名)

下記のとおり、岩石採取計画認可申請者が、当該採取計画に基づき岩石の採取を行うに当たり、採石業の適正な実施の確保に関する条例(以下「条例」という。)第2条第6号に規定する採取跡の措置を履行しない場合は、条例第4条第2項の規定に基づき、申請者に代わって、確実に履行することを保証します。

記

1 岩石採取計画認可申請者 住 所
名 称
氏 名
(法人にあつては、代表者の氏名)

2 岩石採取計画(変更)認可申請年月日 年 月 日

3 保証に係る岩石採取場の区域
市 町 番地 他 筆
郡 村

4 採取する岩石の種類及び予定数量

5 保証期間 条例第6条に規定する期間

備考

- 1 保証人が採取跡の措置を履行しない場合に、県が代わって採取跡の措置を行ったときは、これによって生じた損害の賠償を保証人に対して請求することがある。
- 2 保証人が条例第5条第2号又は第3号に掲げる者である場合にあつては、次に掲げる書面を添付すること。
 - (1) この保証書の提出日前3月以内に求めた当該保証人の住民票の写し(法人にあつては、登記事項証明書)及び印鑑証明書(法人にあつては、代表者のもの)
 - (2) 当該保証人が条例第5条第2号の採石業者であること及び採石業の適正な実施の確保に関する条例施行規則第11条第1項の要件を満たしていること又は条例第5条第3号の建設業者であること及び同規則第11条第2項の要件を満たしていることを証する書面

様式第 5 号 (第15条関係)

保 証 人 変 更 届 出 書

年 月 日

島根県知事 様

主たる事務所の所在地 〒

名称及び代表者の氏名

印

電 話 番 号

採石業の適正な実施の確保に関する条例 (以下「条例」という。) 第10条第 1 項の規定により、新たな保証人を立てたので、同条第 2 項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 保証に係る岩石採取場

区域 市 町 番地 他 筆
郡 村
採取計画の認可番号等 年 月 日付け指令 第 号の

2 変更した保証人の住所及び名称又は氏名

(1) 変更前

従前の保証人

住 所 〒

名 称

氏 名

(法人にあっては、代表者の氏名)

従前の保証人

住 所 〒

名 称

氏 名

(法人にあっては、代表者の氏名)

(2) 変更後

新たな保証人

住 所 〒

名 称

氏 名

(法人にあっては、代表者の氏名)

新たな保証人

住 所 〒

名 称

氏 名

(法人にあっては、代表者の氏名)

3 新たな保証人を立てた年月日 年 月 日

備考 保証人の変更が 1 人の場合であっても、2 人の保証人に係る岩石採取跡措置保証書を添付すること。ただし、次に掲げる書面は、新たな保証人についてのみ添付するものとする。

(1) この届出書の提出日前 3 月以内に求めた当該保証人の住民票の写し (法人にあっては、登記事項証明書) 及び印鑑証明書 (法人にあっては、代表者に係るもの)

(2) 当該保証人が条例第 5 条第 2 号又は第 3 号に掲げる者である場合にあっては、当該保証人が同条第 2 号の採石業者であること及び採石業の適正な実施の確保に関する条例施行規則第11条第 1 項の要件を満たしていること又は条例第 5 条第 3 号に規定する建設業者であること及び同規則第11条第 2 項の要件を満たしていることを証する書面

様式第6号(第16条関係)

岩 石 採 取 状 況 報 告 書

年 月 日

島根県知事 様

主たる事務所の所在地 〒

名称及び代表者の氏名

印

電 話 番 号

業務管理者の氏名(作成者)

採石業の適正な実施の確保に関する条例第11条第1項の規定により、岩石の採取の状況について下記のとおり報告します。

記

1 岩石採取場

区域	市	町	番地	他	筆
	郡	村			
採取計画の認可番号等	年	月	日	付け指令	第 号の
採取計画の認可期間	年	月	日	~	年 月 日

2 採取する岩石の種類及び予定数量

3 採取等の実施状況(年6月1日~ 年5月31日)

産出品目及び採取実績	品 目			
	年 間 実 績			
	認 可 期 間 累 計			

4 添付書類

- (1) 採取状況等を示す図面(平面図、横断面図、縦横断面図等)
- (2) 現況写真、撮影位置図等

備考

- 1 業務管理者は、採取状況等を示す図面(平面図、横断面図、縦横断面図等)を、採取状況を着色する等の方法によりわかりやすく作成すること。
- 2 現況写真は、提出日前2月以内のものを添付すること。

様式第 7 号 (第16条関係)

事 故 発 生 報 告 書

年 月 日

島根県知事 様

主たる事務所の所在地 〒
名称及び代表者の氏名
電 話 番 号



採石業の適正な実施の確保に関する条例第11条第 2 項の規定により、岩石の採取又は搬出に伴う事故が発生したの
で、下記のとおり報告します。

記

1 岩石採取場

区域 市 町 番地 他 筆
郡 村
採取計画の認可番号等 年 月 日付け指令 第 号の
採取計画の認可期間 年 月 日 ~ 年 月 日

2 事故の状況

事故の発生日時	
事 故 の 内 容	
講じた措置の内容	

3 添付書類 事故の状況を示す図面、写真等

様式第8号(第18条関係)

(表面)

第 号

身 分 証 明 書

所 属

職 名

氏 名

上記の者は、採石業の適正な実施の確保に関する条例(平成18年島根県条例第25号)第14条第3項の規定に基づき、立入検査を行う職員であることを証明する。

年 月 日発行

島根県知事

印

(裏面)

採石業の適正な実施の確保に関する条例(抜すい)

(報告及び検査)

第14条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、採石業者から岩石の採取の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、採石業者に係る岩石採取場若しくは事務所に立ち入り、岩石の採取の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 知事は、第5条第1号の知事の承認に関し必要があると認めるときは、同号に掲げる法人からその業務若しくは財務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該法人の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(縦6センチメートル、横8.5センチメートル)

島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第13号

島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

島根県営住宅条例施行規則（昭和37年島根県規則第64号）の一部を次のように改正する。

第14条中「県営住宅同居親族異動届を」の次に「知事に」を加える。

第30条中「第67条第 3 項」を「第68条第 3 項」に改め、同条を第31条とする。

第29条を第30条とし、第28条を第29条とする。

第27条第 1 項中「第66条第 1 項」を「第67条第 1 項」に改め、同条を第28条とする。

第26条の次に次の 1 条を加える。

（管理の特例に係る条例等の適用に関する技術的読替え）

第27条 条例第63条第 2 項の規定による条例の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 4 条第 2 項、第 5 条、第 7 条、 第 8 条第 1 項及び第 3 項各号列記 以外の部分、第 9 条、第10条第 1 項第 1 号、第 2 項及び第 4 項、第 11条、第20条、第21条、第22条、 第27条第 2 項及び第 3 項、第29条 第 1 項、第30条第 1 項及び第 5 項、第31条、第32条第 1 項及び第 3 項、第47条第 1 項及び第 2 項、 第49条、第51条第 1 項各号列記以 外の部分並びに第67条第 1 項	知事	知事（第63条第 1 項の規定によりその 権限を県営住宅等の所在する町が行う 場合にあっては、当該町の長）
第10条第 3 項	知事は、特別の事情があると認める者 に対しては、第 1 項第 1 号の規定によ る請書に連帯保証人の連署を必要とし ないこととし、又は同項第 2 号に規定 する敷金の減免若しくは徴収猶予を	知事（第63条第 1 項の規定によりその 権限を県営住宅等の所在する町が行う 場合にあっては、当該町の長）は、特 別の事情があると認める者に対して は、第 1 項第 1 号の規定による請書に 連帯保証人の連署を必要としないこと と
第16条第 2 項及び第 3 項、第24条 第 1 項、第51条第 1 項第 5 号並び に第64条第 2 項	知事	知事（第63条第 1 項の規定によりその 権限を県営住宅等の所在する町が行う 場合にあっては、知事又は当該町の 長）
第27条第 1 項	知事	知事（第63条第 1 項の規定により第31 条の規定によるあっせんを県営住宅等 の所在する町が行う場合にあっては、 その権限に関しては当該町の長）

第30条第3項及び第4項並びに第51条第3項及び第4項	同項	知事（第63条第1項の規定によりその権限を県営住宅等の所在する町が行う場合にあっては、当該町の長）が同項
第47条第3項	使用料を	使用料を知事に

2 条例第63条第1項の規定により県営住宅等の所在する町が県営住宅等の管理を行う場合におけるこの規則の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規則の規定及び様式	読み替えられる字句	読み替える字句
第2条第2項、第5条第2項、第12条、第13条第1項、第2項及び第3項本文、第14条、第16条、第22条、第23条、第24条並びに第29条	知事	知事（条例第63条第1項の規定によりその権限を県営住宅等の所在する町が行う場合にあっては、当該町の長）
第9条第2項	知事	知事（条例第63条第1項の規定によりその権限を県営住宅等の所在する町が行う場合にあっては、知事又は当該町の長）
様式第1号その1、様式第2号、様式第4号から様式第6号まで、様式第14号から様式第20号まで、様式第23号、様式第24号、様式第27号から様式第29号まで及び様式第31号から様式第33号まで	島根県知事	〔島根県知事〕 町長
様式第1号その2	島根県土木部建築住宅課	〔島根県土木部建築住宅課〕 町

様式第35号表面中「（第30条関係）」を「（第31条関係）」に改め、同様式裏面中「第67条」を「第68条」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。